平成２５年（フ）第２７６号
大阪府寝屋川市池田新町19番38―404号
債務者　山　　愛美（旧姓長地）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５９号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ15―102号
債務者　白鳥　早苗
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７９号
大阪市大正区千島３丁目12番７号
債務者　神原　成晃
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９９号
大阪府東大阪市岩田町５丁目10番22号　ヴィラプラスワン402号
債務者　西山テル代
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０１号
大阪府豊中市上新田３丁目６番17―207号
債務者　市川　敦彦
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１０号
大阪市西成区花園北１丁目４番８号　花園マンション507号
債務者　鯉戸二美子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６６号
大阪府大東市諸福５丁目12番26号　サンライフ301号
債務者　上村鐘振こと　禹　　鐘振
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６８号
大阪府茨木市庄１丁目20番16号　茨木フラワーハイツ107号
債務者　小田　義美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９２号
大阪市天王寺区玉造元町２番22―801号
債務者　吉川　祐介（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９５号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目24番16―802号
債務者　宮武　純子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１２号
大阪府門真市石原町18番22号　コーポ井上205号
債務者　牛島　清子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１４号
大阪府茨木市庄２丁目10番25号　ネバーランド21―303号
債務者　安田　　誠（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２１号
大阪府東大阪市若江北町１丁目15番27号　メゾンドユニＡ―302号
債務者　本田　昭子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３０号
住民票上の住所大阪市中央区玉造１丁目１番25―1202号　スプリングタワー
債務者　瀧井　照美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１０号
神戸市垂水区名谷町3071番地の１　セブンレーヴ207号
債務者　伊藤　秀典
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１１号
神戸市兵庫区菊水町２丁目１番８―404号
債務者　伊藤　勝利
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６７号
神戸市垂水区名谷町3071番地の１　セブンレーヴ207号
債務者　伊藤くり子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目10番地の28、従前の住所兵庫県三木市志染町広野６丁目169番地の２　モナーク広野Ⅰ―201号
債務者　木内　　武
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部